

令和6年7月26日

公 告

海上自衛隊佐世保地区厚生センターにおける売店、食堂等の経営に関する業者募集について

長崎県佐世保市に所在する海上自衛隊佐世保地区（干尽、立神、平瀬及び崎辺地区）において、各厚生センターの売店、食堂等の経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置業種及び店舗数

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 物品販売 (日用品等) コンビニ形態可※酒類、タバコ含む。 | 4店舗 |
| (2) 物品販売 (制服等) | 3店舗 |
| (3) 物品販売 (自衛隊グッズ・お土産等) ※酒類含む。 | 1店舗 |
| (4) 物品修理 (被服) | 1店舗 |
| (5) クリーニング取次店 (被服補修店舗あり) | 4店舗 |
| (6) 写真 | 1店舗 |
| (7) 食堂 (飲酒提供店舗あり) | 4店舗 |
| (8) 喫茶 (飲酒提供) | 1店舗 |
| (9) 理容 | 3店舗 |

4 募集要領の配布

公募への参加は、募集要領の受領が必須条件となります。

(1) 配布期間

令和6年7月29日(月) 午前9時から

令和6年8月7日(水) 午後4時まで

(※土日を除く)

(2) 配布場所

〒857-0056 佐世保市平瀬町18番地

海上自衛隊佐世保地方総監部厚生課厚生係

TEL 0956-23-7111 (内線3312)

5 その他

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。